

地下鉄3号線沿線共同化  
コンサルタント  
派遣制度要綱

福岡市住宅都市局

(目的)

第1条 この要綱は、市街化区域の地下鉄3号線沿線で公開空地等の整備を伴う共同化事業に取り組もうとする土地所有者が、その調査・研究活動を行う場合に、市が共同化事業に関する専門家（以下「共同化コンサルタント」という。）を派遣し、もって良好な市街地の形成を図ることを目的とする。

(対象区域及び施行期間)

第2条 共同化事業の対象区域及び施行期間は次の各号に定めるところによる。

(1) 対象区域

市街化区域内の地下鉄3号線沿線まちづくり区域とし、地下鉄駅から概ね500m以内の範囲にある幹線道路の沿道にあつて、道路境界から概ね50m以内の範囲にかかる、ひと続きの街区とする。ただし、大学キャンパスが大部分を占める「福大前」（仮称）駅周辺は、対象区域から除外する。

(2) 期間

この要綱の施行期間は、施行日から、地下鉄3号線全線が開業した日以後10年間とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 共同化事業

土地所有者が土地利用の共同化を図り、共同建築物の建設と併せて公開制のある空地の整備などの市街地整備を行うことをいう。

(2) 土地所有者等

敷地又は敷地以外の一団の土地（以下「敷地」という。）について、所有権又は建築物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利（以下「所有権」という。）を有するものを言う。

(3) 共同建築物

2人以上の土地所有者等が所有権等の目的となっている敷地等において建設する一つの構えをなす建物を言う。

(派遣の要件)

第4条 共同化事業に取り組もうとする複数の土地所有者等（以下「団体」という。）が、次の各号に該当する活動を行うときは、共同化コンサルタントの派遣を受けることができる。

(1) 共同化事業に関する勉強会、研究等を開催するとき。

(2) 共同化事業の基本的な構想を立案しようとするとき。

(3) 共同化事業により建築物のセットバック等公開制のある空地整備を検討するとき。

(派遣の申請)

第5条 共同化コンサルタントの派遣を受けようとする団体は、あらかじめ代表者を定め、共同化コンサルタント派遣申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

(派遣の決定)

第6条 市長は前条の規定する申請があったときは、内容を審査のうえ派遣するかどうか決定し、共同化コンサルタント派遣決定通知書(様式第2号)又は共同化コンサルタント派遣不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(共同化コンサルタントの選定)

第7条 共同化コンサルタントは、建築設計や資金計画等共同化事業に関し、相当の専門知識を有する者のうちから、選定し派遣する。

(業務内容)

第8条 前条の規定により派遣される共同化コンサルタントは、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- (1) 共同化事業に関する勉強会、研究会等において、講演、指導及び助言をすること。
- (2) 共同化事業の基本的な構想案を作成すること。

(派遣回数)

第9条 同一団体に対する派遣回数は、5回を限度とする。

(実績報告)

第10条 共同化コンサルタントの派遣を受けた団体は、派遣による事業の終了後すみやかに共同化コンサルタント派遣実績報告書(様式第4号)により、共同化コンサルタントと連名で市長に報告しなければならない。

(費用負担区分)

第11条 共同化コンサルタントの派遣に要する費用は、予算の範囲内で市が負担する。ただし、勉強会、研究会の運営に係る費用については、派遣を受けた団体において負担しなければならない。

(指導及び勧告)

第12条 市長は、派遣を受けた団体に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、指導又は勧告を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成10年 11月27日から施行する。

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。